

I 給付金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症が拡大していることを受け、令和4年1月以降の全国的なまん延防止等重点措置の適用及び県内の感染急拡大（以下「令和4年1月以降の感染拡大」という。）に伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者に対して、「高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金」（以下「給付金」という。）を給付します。

2. 申請要件

給付金の申請要件は、次の（1）から（6）までの全ての要件を満たす事業者（（6）を除き、以下「申請者」という。）とし、申請者は算定の対象とする月を1回のみ選択することができ、給付金はその申請に応じて給付するものとします。ただし、給付金の給付は、同一の申請者に対して1回に限るものとします（差額給付申請に対する給付は除く）。

（1）県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる事業者（県外に本社がある事業者を含む。以下同じ。）で、中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者であること。ただし、中小法人等については、次の①②のいずれかを満たし、かつ、③から⑤までに該当しないこと。

①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること

②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

③国、法人税法別表第1に規定する公共法人

④政治団体

⑤宗教上の組織若しくは団体

（2）令和4年1月以降の感染拡大に伴う外出・移動の自粛等により直接的・間接的な影響を受けたこと。

（3）高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金給付要綱第4条第1項に基づく対象期間（以下「対象期間」という。）は令和4年1月から3月までの間のいずれかの1か月とし、対象期間の事業収入（売上）が、平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年の同月比で30%以上減少していること。

（4）令和4年2月10日付けの営業時間短縮要請の対象事業者（以下「時短要請対象事業者」という。）にあつては、対象施設全てについて要請事項に協力し、申請した月に係る該当施設の営業時間短縮要請協力金を受給していること。

なお、時短要請対象事業者については、対象期間を令和4年2月に限って申請を可能とする。

- (5) 令和4年1月以降の感染拡大に伴う新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金（以下「雇用維持給付金」という。）の対象事業者にとっては、対象期間が雇用維持給付金の申請に係る月と同月の場合のみ、申請を可能とする。
- (6) 申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、別表1に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

3. 給付額

対象期間の事業収入（売上）における、平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年の同月比での減少額（ただし、給付上限額を超える場合は給付上限額とする。）から、当該月にかかる事業復活支援金支給相当額を差し引いた額とします。

給付金の給付額： $A - I$

A：売上減少額（ただし、下記により算定した給付上限額以内とする。）

I：国の事業復活支援金支給相当額

(1) 給付上限額

給付上限額は下記の計算式により算定した額とする。

上限額の計算式

A：平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年における、対象期間と同月の売上高

B：平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年における、Aで選択した対象期間と同月の営業日数

$$(A \div B) \times 0.3 \times 10 = \text{上限額 (注)}$$

(注) 算定した上限額が75万円を超える場合は75万円とする。（1円未満の端数切り捨て）

なお、申請書では以下の簡略化した計算式を用いるものとする。

$$A \times 3 \div B = \text{上限額}$$

※端数処理を統一するため計算順序を入れ替える。

【例】 $1,000,000 (A) \div 30 (B) \times 3 = 99,999$

※入れ替え後： $1,000,000 (A) \times 3 \div 30 (B) = 100,000$

(2) 事業復活支援金支給相当額

事業復活支援金支給相当額は、給付金の対象期間に係る売上減少額（注）と下表の上限額のいずれか低い額とする。

(注) 時短要請対象事業者にあつては、令和4年2月の事業収入に要請に応じて受給した営業時間短縮要請協力金の同年2月に係る受給額を加えて算定する(国の事業復活支援金と同様)。

事業復活支援金支給相当額の上限額(1か月相当)

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
50%以上	10万円	20万円	30万円	50万円
30%以上 50%未満	6万円	12万円	18万円	30万円

※上限額は、上の表のとおり、個人事業者は売上高減少率に対応して2パターン、法人は年間売上高と売上高減少率に対応して6パターンとなります。

(3) 給付額からの控除

上記により算定した給付額から、以下の金額を控除するものとする。

- ① 令和4年2月に係る営業時間短縮要請協力金を受給した者については、その受給額を控除する。
- ② 対象期間に係る雇用維持給付金を受給した者については、その受給額を算定し直したうえで、過支給分があるときは、その額を控除する。

4. 創業特例、事業承継特例等

平成31年1月2日以降に創業した場合(創業特例)等の取扱いは別に定めるものとします。

5. 差額給付申請

給付金の給付を受けた事業者であつて、申請の対象期間とした月より後の令和4年3月までの月で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、申請時には予見できなかった売上高減少が生じ、当該月を対象とした場合の給付金算定額が既給付額を上回る場合は、その差額分の給付金を追加申請ができるものとします(時短要請対象事業者は除く)。

なお、雇用維持給付金を受給した者については、同給付金においても同月を対象にした再算定の申請を行うこと(算定し直した結果、過支給が生じた場合は、その額を差額分の給付金から差し引くものとします)。

II 申請手続等

1. 給付金に関する問い合わせ先

給付金の申請手続等に関してご質問等がある場合は、以下の「高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金 申請手続相談窓口」へお問い合わせください。

高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金 申請手続相談窓口
電話番号：088-803-6620
受付時間：午前9時から午後5時まで(土日、祝日も開設しております。)

2. 申請書類

別表2に掲げる申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

また、提出いただいた申請書類は返却しません。

様式3（売上減少等の証明申請書）については、「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）」に基づく認定経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）、県内の農業協同組合及び漁業協同組合（それぞれの機関によって対応できない場合があります。）等へ、根拠となる書類とともに申請し、証明を受けたものを県に提出してください。

<認定支援機関の一覧>

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kanan.htm>

3. 申請書類の入手方法又は場所

以下の方法又は場所で、申請に必要な書類を入手することができます。

○高知県 経営支援課のホームページからダウンロード

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>

○高知県庁本庁舎1階ロビー

○県の合同庁舎及び県税事務所

○市町村役場の窓口

※入手場所の一覧は別表3をご覧ください。

なお、入手場所において相談対応は行っていません。不明な点は、上記1の問い合わせ先までお電話ください。

4. 申請書類の受付期間

令和4年2月25日（金）から令和4年5月31日（火）まで

5. 申請受付方法

以下の方法で、申請を受け付けます。

（1）郵送による受付

申請書類を以下の宛先へ郵送してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

令和4年5月31日（火）の消印有効です。

<宛先>

〒780-8570 高知県庁

「高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金 申請受付係」

※申請書類の入った封筒は郵送用の封筒としてご利用いただけます。切手を貼付のうえ、申請者の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

（2）オンラインによる受付

高知県商工労働部経営支援課のホームページから申請してください。

6. 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、給付金を給付します。給付金の支給は3月上旬以降から順次開始する予定です。

7. 通知等

申請書類の審査の結果、給付金を給付する旨の決定をしたときは、様式5「高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金給付決定通知書」により通知します。

なお、申請書類の審査の結果、給付金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、様式6「高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金不給付決定通知書」により通知します。

III その他

1. 書類の不備等があり、高知県（高知県の委託を受けた者を含む。以下「県」という。）が申請者に連絡・確認できない場合が相当期間続いたとき（申請受付日から起算して1か月経過した日又は申請受付期間の終了した翌日から起算して20日経過した日のいずれか早い方の期日に到達したとき）は、申請が取り下げられたものとみなします。

2. 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、県は申請者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は県職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳票書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入検査等」という。）があります。

3. 上記の立入検査等の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると判明した場合は、給付金の不給付を決定し、又は給付決定を取り消します。

既に給付金の給付を受けている申請者は、給付金を返還するとともに、給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（給付金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。また、返還金及び加算金が納期限までに納付されない場合は、延滞金が加算されます。

なお、認定支援機関等において、様式3（売上減少等の証明申請書）を発行する際に、不正等が明らかであると判明した場合は、四国経済産業局、又は四国財務局へ報告するとともに、法令に違反している場合は、当該法令を所管する機関へ連絡します。

4. 申請事業者は、様式3（売上減少等の証明申請書）に係る事業収入（売上）の帳簿及び証拠書類を給付金の受給の日の属する年度の終了後5年間、高知県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

5. 申請書類に記載された情報については、給付金の給付や立入検査等に関する事務のほか以下の場合を除き、使用しません。

（1）県内の市町村が、独自に創設した新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少が続く事業者に対しての支援金（以下「支援金等」という。）

に関する事業を実施するために必要であるとして、高知県に情報提供（申請者情報、振込先等）の依頼があった場合

- (2) 税務情報として使用する場合
- (3) 高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第9条第1項各号及び第10条第1項各号に該当する場合
- (4) 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第5条の規定に基づく開示請求を受けた場合
- (5) 国の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で高知県に情報提供（申請書及び提出書類に記載された情報）の依頼があった場合

6. 上記3による申請要件に該当しない事実や不正等が判明し、高知県が給付金の返還等を求めた申請者については、事業者名などの情報を公表することがあります。

【別表 1】暴力団の排除

- ①暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。
- ②暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があること。
- ③その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であること。
- ④暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ⑤暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
- ⑥暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していること。
- ⑦いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。
- ⑧業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用すること。
- ⑨その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していること。
- ⑩その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

【別表2】申請書類

《高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金 申請書類》

1 申請書（様式1）

(1) 申請する月に「○」を付けて申請書を提出してください。

※営業時間短縮要請の対象事業者については、令和4年2月で申請してください。

※申請日を忘れずに記入してください。

※個人事業主の場合は、振込先の口座は申請者本人の口座に限ります。

また、法人の場合は、当該法人の口座に限ります。

2 該当要件申告書（様式2）

※いずれか該当する内容の□に☑（チェック）を入れ、影響内容等を記載してください。

3 売上減少等の証明申請書（様式3）

(1) 申請する月に「○」を付けて申請書を提出してください。

(認定支援機関、県内の農業協同組合及び漁業協同組合等が証明したものに限りま
す。)

※営業時間短縮要請の対象事業者については、令和4年2月で申請してください。

(2) 認定支援機関等への依頼にあたっては、売上高を確認できる以下の書類をご提出ください

ア. 対象期間の売上高が分かる書類

- ・売上台帳等の売上高の分かる書類

イ. 以下の「a」及び「b」の売上高が分かる書類

- a. 平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの上記「ア」と同月の売上高
- b. 上記「a」の月の売上高が含まれる事業年度の年間売上高

【法人の場合】

- ① 「法人税申告書別表第一(各事業年度の所得に係る申告書)」及び「法人事業概況説明書」の控え
- ② 売上台帳等の売上高の分かる書類

※「①」において、「②」の売上高が分かる場合は、「②」は省略可

【個人事業主の場合】

＜確定申告が青色申告の方＞

- ① 「所得税確定申告書(申告書B)第一表」及び「青色申告決算書」の控え
 - ② 売上台帳等の売上高の分かる書類
- ※「①」において、「②」の売上高が分かる場合は、「②」は省略可

＜確定申告が白色申告の方＞

- ① 「所得税確定申告書(申告書B)第一表」の控え
- ② 売上台帳等の売上高の分かる書類

＜確定申告をしていない方で住民税（市民税・県民税）の申告をしている方＞

- ① 「市民税・県民税申告書」の控え
- ② 売上台帳等の売上高の分かる書類

【注意事項】

＜確定申告書＞

◆税務署の收受日付印が押印されたもの（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されたもの）を提出してください。

※令和3年の対象期間の事業収入を用いる場合で、確定申告がお済みでない方は、下記の経理帳簿等をご用意ください。

【例】令和3年分の確定申告に向け作成した年間売上高がわかる申告書や経理帳簿等

◆e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」又は電子申告申請書等完了報告書を添付してください

※青色申告会の受付印のみでは受付できません。

※上記のいずれも存在しない場合は下記の書類を提出してください

①税務署にて閲覧申請手続きを行い、提出済みの確定申告書（收受日付印の押印有り）をカメラなどで撮影したもの

※窓口にて当給付金の申請に必要である旨を必ずお伝えください

②税理士による署名がなされた確定申告書

③個人事業主の場合は、「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）

＜市民税・県民税申告書＞

◆受付日が入った市役所の受付印があるものを提出してください。

4 誓約書（様式4）

※日付は申請日と同じ日付としてください。

※所在地、屋号名、法人名及び代表者職・氏名の欄は、必ず自署でお願いします。

5

(1) 法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、事業を運営していることが分かる書類（写しで可）

(2) 住所がわかる本人（法人の場合は法人代表者）確認書類（写しで可）
運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード（表面のみ）など

6 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

※申請書（様式1）に記載した振込先の情報（金融機関名、支店名・支所、口座番号、口座名義人（カタカナ）など）が確認できる通帳等の写しを添付してください。

※上記の申請書類のほか、必要に応じて追加の書類の提出及び説明を求めることがあります。

※提出していただいた申請書類は返却しません。

※申請書類一式は、ボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可。）

※A4片面印刷とし、ホッチキス等で止めないでください。

（参考）必要書類の一覧表

記入する書類	申請書（様式1）	○
	該当要件申告書（様式2）	○
	売上減少等の証明申請書（様式3）	○
	誓約書（様式4）	○
添付する書類	法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、事業を運営していることが分かる書類	○
	住所がわかる本人（法人の場合は法人代表者）確認書類	○
	振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し	○

【別表3】県の合同庁舎、県税事務所及び市町村役場の一覧

1. 県の合同庁舎及び県税事務所一覧

県税事務所名	住所	申請書配布時間
高知県庁西庁舎（中央西県税事務所）	高知市丸の内1-7-52	(平日) 8:30~17:15
高知県庁北庁舎	高知市丸の内2-4-1	
中央東県税事務所	高知市大津乙1820-1	
安芸総合庁舎（安芸県税事務所）	安芸市矢ノ丸1丁目4-36	
須崎総合庁舎（須崎県税事務所）	須崎市西古市町1-24	
須崎第二総合庁舎	須崎市東古市町6-26	
幡多総合庁舎（幡多県税事務所）	四万十市中村山手通19	
保健衛生総合庁舎	高知市丸の内2-4-1	
室戸総合庁舎	室戸市浮津71	
香美農林合同庁舎	香美市土佐山田町加茂777	
伊野合同庁舎	吾川郡いの町1381	
土佐合同庁舎	土佐市高岡町乙3229	
中村合同庁舎	四万十市古津賀4-61	
土佐清水合同庁舎	土佐清水市清水ヶ丘28-10	

2. 市町村窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	住所	申請書配布時間
高知市	総合案内（本庁舎1階）／ 商工振興課（第二庁舎2階）	高知市本町5丁目1-45	(平日) 8:30~17:15
室戸市	産業振興課（2階）／企画 財政課移住促進室（1階）	室戸市浮津25-1	
安芸市	商工観光水産課	安芸市矢ノ丸1-4-40	
南国市	総合案内／ 商工観光課	南国市大桶甲2301	
土佐市	未来づくり課	土佐市高岡町甲2017-1	
須崎市	元気創造課	須崎市山手町1-7	

宿毛市	商工観光課	宿毛市桜町2-1	(平日) 8:30~17:15
土佐清水市	観光商工課	土佐清水市天神町11-2	
四万十市	観光商工課	四万十市中村大橋通4-10	
香南市	商工観光課	香南市野市町西野2706 4階	
香美市	商工観光課	香美市土佐山田町宝町1-2-1	
東洋町	総務課企画調整室	安芸郡東洋町生見758-3	
奈半利町	地域振興課	安芸郡奈半利町乙1659-1	
田野町	総務課	安芸郡田野町1828-5	
安田町	総務課(1階) / 地域創生課(2階)	安芸郡安田町安田1850	
北川村	産業課	安芸郡北川村野友甲1530	
馬路村	産業建設課	安芸郡馬路村馬路443	
芸西村	産業振興課	安芸郡芸西村和食甲1262	
本山町	まちづくり推進課	長岡郡本山町本山504	
大豊町	産業建設課産業班	長岡郡大豊町津家1626	
土佐町	企画推進課	土佐郡土佐町土居194	
大川村	総務課	土佐郡大川村小松27-1	
いの町	産業経済課	吾川郡いの町1700-1	
仁淀川町	企画課	吾川郡仁淀川町大崎200	
中土佐町	まちづくり課	高岡郡中土佐町久礼6663-1	
佐川町	産業振興課	高岡郡佐川町甲1650-2	
越知町	産業課	高岡郡越知町越知甲1970	
梶原町	産業振興課	高岡郡梶原町梶原1444-1	
日高村	産業環境課	高岡郡日高村沖名3-1	
津野町	本庁 産業課	高岡郡津野町永野471-1	
	西庁舎窓口	高岡郡津野町力石2870	

四万十町	町民課	高岡郡四万十町琴平町16-17	(平日) 8:30~17:15
大月町	まちづくり推進課	幡多郡大月町弘見2230	
三原村	地域振興課	幡多郡三原村来栖野346	
黒潮町	産業推進室	幡多郡黒潮町入野5893	
	海洋森林課	幡多郡黒潮町佐賀1092-1	